

# 提出図面作成について注意事項

## ①供給管（水道・ガス・汚水）について

- ・引き込み位置は正確に記入してください。
- ・水道供給管が1敷地について2箇所ある場合、使用しない箇所は撤去が必要です。市役所水道課と協議してください。

## ②道路について

- ・道路の管理については、順次、市へ引継ぎを行っています。建築基準法により記入する際は、法第42条1項1号（道路法によるもの）該当か、法第42条1項2号（土地区画整理法によるもの）該当か、確認してください。
- ・歩道部の車両乗り入れについて、将来的に使用しない場合は歩車道境界ブロックの設置が必要です。市役所土木課と協議してください。

## ③雨水排水について

- ・雨水排水箇所は1箇所としてください。
- ・雨水排水は道路側溝へ放流です。また、法第42条1項1号に該当する道路については市役所土木課に、法第42条1項2号に該当する道路については都市機構に承認工事の届け出をしてください。
- ・屋外手洗い場の排水方法について、市役所下水道課に確認してください。

## ④ブロック積及び擁壁について

- ・ブロック積及び擁壁を新設する場合は、延長及び積み上げ段数を記入してください。
- ・擁壁設置については構造断面図を添付してください。
- ・隣地境界にブロック積及び擁壁を設置する場合は、杭の保全のため、5cm程度控えてください。
- ・道路境界に土留め以外のブロック積を行う場合は、地区計画を遵守してください。

## ⑤その他

- ・地盤高について、現況高と設計高が分かるように記入してください。
- ・地盤の切土、盛土を行う場合は断面図を作成し、色分けして表示してください。（配置図内に併記されてもかまいません。）
- ・断面位置は切土、盛土位置について作成してください。
- ・建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率の計算表をつけてください。